

2022年8月4日

組合員 各位

岡山県石油商業組合  
理事長 安原 秀

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関等からの証明書等の取得に  
対する配慮に関するご依頼

新型コロナウイルス感染症につきましては、年度当初より新規感染の拡大が小康状態となり、「まん延防止等重点措置」等の行動制限も解除された中での生活が続いておりましたが、より感染力の強いウイルス(オミクロン株 BA.5 系統)への置き換えりによって急速に感染が全国へと再拡大し、新規感染者数増加の継続や医療機関等への影響が懸念されております。

このような状況下、7月29日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部において「病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」が決定されたことを受け、このほど資源エネルギー庁石油流通課より、医療機関や保健所が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、企業等に対し、感染者ならびに濃厚接触者が職場等へ復帰する際の証明書等の提出を求めないよう要請する文書が全石連に出され、石油組合へも加盟組合員企業への周知要請がまいりました。

つきましては、以下に要請内容を記載いたしますので、内容をご確認のうえ、各社・事業所にてご対応くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 従業員が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、

医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員が自ら撮影した検査の結果を示す画像や、自ら My HER-SYS(マイ ハーシス※)で取得した療養証明書(ログイン、ただちに取得可能。別添参照)等により確認を行うこと。

※陽性者ご本人等がスマートフォンやパソコン等で自身や家族の健康状態を入力できる健康管理機能です。

2. 従業員が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間(有症状の場合は 10 日、無症状の場合は 7 日間)が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員が職場に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。
3. 従業員が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。  
ただし、当該従業員が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することを差し支えない。
4. 従業員以外の者(顧客や来訪者などを想定)に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書(感染していることを確認する場合に限る)や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めるとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書(紙)の提出を求めないこと。

以上